

学振協二第41号  
令和4年10月19日

二国間交流事業 共同研究・セミナー  
受託機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 杉野 剛  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
令和4（2022）年度二国間交流事業委託費の取扱いについて（通知）

日頃より日本学術振興会の各種事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本会の二国間交流事業 共同研究・セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、  
令和4（2022）年度の委託費の取扱いを下記のとおりといたします。  
各機関におかれましては、各課題代表者に周知いただくとともに、引き続き、研究者等の安全  
確保を最優先に配慮いただきながら、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### （1）共同研究

新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限等により、旅費（「外国旅費」及び「国内旅費」の合計）としての使用額が、契約書に記載されている委託費総額の50%に満たない場合でも、差し支えないものとします。なお、この場合、事前に変更申請書（様式 10-1）を本会へ提出する必要はありませんが、報告書（様式 3 または 4）には、その理由とともに変更内容について記載してください。

### （2）セミナー

セミナーについては、オンラインによる開催も可能とし、当該事業の遂行に必要な設備・備品に係る経費を支出することができるものとします。実施計画書に記載のない開催形態の変更に関して、事前に変更申請書（様式 10-2）を本会へ提出する必要はありませんが、報告書（様式 5）には、理由とともに変更内容について記

載してください。ただし、「A.対応機関枠」によるセミナーについては、開催形態を対面からオンラインに変更する場合は、必ず事前に相手側代表者の了承を得たうえで変更してください。また、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします。

なお、国内において開催地を変更する場合には、変更申請書（様式 10-2）の提出の必要はありませんが、開催日数を大幅に変更する場合は、事前に変更申請書（様式 10-2）の提出が必要です。

### （3）その他（共同研究・セミナー共通）

令和 4（2022）年度特別措置として、オンラインのみの交流のほか、オンラインによる交流活動の実施に必要な設備・備品に係る経費の支出を可能としますが、それ以外の支出可能な経費については、別途「事務取扱の手引」を御確認の上、適切に執行して下さるようお願いいたします。

#### 【担当】

独立行政法人日本学術振興会国際事業部  
研究協力第二課二国間交流第一係  
Tel: 03-3263-1985/1932  
Email: nikokukan@jsps.go.jp